

憲法記念日にあたっての会長談話

1 国内外の多くの人々に苦難を強いた戦争が終結して70余年、この間、我が国は、戦争の当事国になることもなく、平和を享受することができました。

もちろん、世界各地での戦争の犠牲や被害は今なお完全に解消されたわけではありませんし、とりわけ沖縄の基地負担については住民の意思を尊重するとともに、私たち全ての国民が向き合うべき問題であると考えます。

2 日本国憲法は個人の尊厳を根本的な価値として、個人の自由や平等を保障していますが、近年は社会的少数者の権利の保障、性による差別の是正などの問題について、少しずつではありますが憲法の理念が浸透しつつあります。

特に、遅きに失したとはいえ、ハンセン病患者に対する隔離政策や旧優生保護法による障害者らに対する強制不妊手術の不当な権利侵害が是正されつつあることは、大きな一歩と言えるでしょう。

また、子どもの貧困や虐待、性や婚姻等における選択の自由や多様性の保障の問題などを含め、今なお回復されていない権利侵害の救済や自由の実現において、憲法は最後のよりどころとなっています。

さらに、本年4月の改正入管法の施行などにより、今後、

日本社会はますます多様な人種・民族的背景を持つ人々を受け入れることとなりますが、憲法はすべての人が個人として尊重されることを求めており、多様性と共存という価値をより高める必要があります。

3 他方、近年、私たち東京弁護士会が反対してきた特定秘密保護法、安全保障関連法、共謀罪法などの憲法の基本原理を損なう法制度も成立しました。これらの法制度に対しては、憲法が保障する知る権利を害しないか、恒久平和主義に反しないか、内心の自由や表現の自由を害しないかなどについて、私たちは不断の努力によって問い続けなければなりません。

さらに、憲法改正問題については、私たち東京弁護士会は、本年2月12日に、いわゆる9条の2改憲案の問題点を指摘し国会に熟議を求める意見書を出しました。

4 72回目の憲法記念日を迎える今、私たち東京弁護士会は、憲法の理念を生かし、人権の守り手として、これからもみなさまの信頼を得られるような活動を続けてまいります。

2019(令和元)年5月3日

東京弁護士会会長 篠塚 力

こどもの日にあたっての会長談話

今日は「こどもの日」です。

おそらく、多くのご家庭で、ご自身のお子さんの成長を喜び、お祝いの食卓を囲んでおられることでしょう。しかし、私たちの社会には、自分の親と今日の日を迎えることができない子どもが少なからずいることにも思いを馳せたいと思います。そして、私たちが、血縁上の親子関係や法律上の親子関係にこだわるのではなく、社会全体で子どもの成長発達を担うという意識を持ちたいと思います。

この1年ほどの間に、虐待により命を落とした子どもたちの痛ましい事件が相次いで報道され、社会の関心を呼びました。

それを受けて、児童福祉法や児童虐待防止法の改正の必要性が議論され、今国会で、親による体罰を禁止することが明記されようとしています。親が子どもに暴力を振るう際、「しつけ」であると強弁する者が少なくないことからすれば、体罰の禁止を法律上に明記することは重要な意味を持つと言えます。

もっとも、民法には、親権者に懲戒権を認める規定が残ったままであり、この規定を根拠に体罰を懲戒権行使と強弁する余地を残しています。かねてよりその削除の必要性が言われているところであり、早急な対応が望まれます。

今年は、国連で子どもの権利条約が採択されて30年（我が国が批准してから25年）の節目です。子どもの権利条約は、

我が国の法制度においても、子どもを「保護の客体」ではなく「権利の主体」として見るべきという、「子ども観」に大きな転換を求めるものでした。

しかし、いまだに我が国の多くの法制度は、子どもの権利保障が実現しているとは言い難いものに留まっています。子どもの成長発達権を保障し、あらゆる場面において子どもの意見表明権を保障する法制度への転換が必要です。

東京弁護士会は、子どもの権利条約批准に先立ち、「子どもの人権110番」という無料の電話相談と面接相談を実施し、子ども自身からも多くの相談を受けて、子どもの権利救済を図ってきました。

今後は、子ども自身が、弁護士に対して公費で、自分の代理人としての活動を依頼できる「子どもの代理人」制度の実現に向けて、取り組んでいきたいと思っております。また、児童相談所への弁護士常駐やスクールロイヤーの配置並びにそれらの弁護士への弁護士会としての支援体制の整備など、社会の弁護士に対する期待が高まっていることを踏まえ、東京弁護士会としても、社会の期待に応える取り組みを力強く進めていきたいと思っております。

2019(令和元)年5月5日

東京弁護士会会長 篠塚 力